

# 2014年北海道クロスカントリー選手権シリーズ

## 競技規則

### 1. 総論

1. 北海道クロスカントリー選手権シリーズは(以下北海道 XC シリーズ)は、モーターサイクル(以下車両)の信頼性及び規定された条件に基づいた総走行距離又は総走行時間を走行する事によって選手の技量を測ることを目的として開催される。

### 2. 運営・組織

#### 2. 1 格式

1. 2014年北海道 XC シリーズのすべての大会は、ED 北海道エリア選手権に併催され、(一財) 日本モーターサイクリススポーツ協会(以下 MFJ)の国内格式公認大会として開催される。

#### 2. 2 規則

1. 北海道 XC シリーズは MFJ 国内競技規則に基づき、MFJ 北海道エンデューロ部会によって発行される競技規則、技術規則及び特別規則に基づいて運営、又各大会における詳細は、大会ごとに大会特別規則(SR)に示さる。
2. 競技規則、技術規則及び特別規則は、MFJ 北海道エンデューロ部会によって少なくとも年に一度見直しが必要に応じて変更、追加される。

#### 2. 3 審査委員会

1. 各大会には、審査委員長を含め奇数となる人数の審査委員で構成される審査委員会が設けられる。審査委員は、主催者によって任命され、以下のライセンスを所持していなければならない。
  - ・審査委員長……MFJ 競技役員2級以上 (種目問わず)又は FIM エンデューロオフィシャルライセンス
  - ・審査委員……MFJ 競技役員3級以上 (種目問わず)又は FIM エンデューロオフィシャルライセンス
2. 審査委員会は以下の権限を有する。
  - ・審査委員会は、各規則に従い大会の公正な運営を監視する責任と競技監督を始めとする大会運営の全てに対する発言権を有し、また裁定を行なうことができる唯一の最高決定機関とする。ただし、その機能は、スポーツとしての運営分野に限定され、大会の法的責任は、主催者にあるものとする。
  - ・主催者及び選手は、審査委員会の裁定に従わなければならない。
  - ・審査委員会は、大会中に発生するすべての抗議を裁決し、競技監督及び主催者からの要望または独自の権限に応じて競技の開始を遅らせることができる、又、安全上の理由又は不可抗力による事由(天災等)が発生した場合に、大会全体の中止または大会の一部をキャンセルすることができる。
  - ・審査委員会は、MFJ 国内競技規則に基づいて全てのペナルティーを裁定しなければならない。
  - ・審査委員会は、競技規則を解釈し、又競技規則に規定されていない事項について MFJ 会員行動規範に従い、FIM 国際競技規則及びその主旨に基づいて裁定する。

3. 審査委員長の役務は、以下の通りとする。

- ・主催者が発行する公式通知及び変更事項の承認をする。
- ・競技監督の報告に基づいてペナルティーを裁定する。
- ・全ての抗議に関する裁定を行なう。
- ・大会リザルトを承認する。
- ・大会中止、または中断の最終決定をする。

## 2. 4 競技役員

1. 各大会は、MFJ 競技役員及び FIM エンデューロ競技役員ライセンス所持者によって管理され、全ての競技役員は主催者によって任命される。競技役員は競技監督の管理下におかれ、以下の各役務につき競技役員はそれぞれに該当するライセンスを所持していなければならない。また競技役員は選手、メカニックとして当該競技に参加している者であってはならない。

- ・競技監督・・・MFJ 競技役員 2 級以上（モトクロスに限定）または FIM エンデューロオフィシャルライセンス
- ・車検長・・・MFJ 競技役員 2 級以上（種目問わず）または FIM エンデューロオフィシャルライセンス
- ・計時長・・・MFJ 競技役員 2 級以上（種目問わず）または FIM エンデューロオフィシャルライセンス

2. 競技監督の役務は、以下の通りとする。

- ・大会の健全な運営と管理に対する責任を有する。
- ・全ての競技役員と安全管理・医療体制に関わる役員の各役務する従事する準備が整っている事を確認し、また、コースの全てを良好な状態を維持する。
- ・各規則が遵守されているかどうかを判断し、必要に応じて審査委員会にペナルティーを上申する。
- ・選手と車両が参加申込書に記載された内容と相違がなく、また選手が競技参加資格を有しているかを確認する。
- ・安全上の理由または不可抗力による事由(天災等)が発生した場合、コース変更、競技時間の変更、一時的な大会の停止及び大会の一部キャンセルを判断する。
- ・安全上の理由により選手のスタートを拒否し、当該選手を大会から除外する。
- ・競技役員の指示を無視する者に対し、コースから離れるよう命令する。
- ・全ての決定事項及び、提出された抗議を審査委員会に報告する。
- ・審査委員会に報告しなければならない全ての情報をまとめ、審査委員会に報告する。
- ・審査委員会からリザルトの承認を得る。

3. 車検長は、各規則に車両や装備が適合しているかどうか確認しなければならない。また計時長は、競技の計測・集計に必要な機器を扱うことができ、競技役員及び選手に判るよう公式時刻を表示する時計を準備しなければならない。

4. 競技役員は、選手に反則行為があった場合、可能な限り迅速かつ明確に当該選手に対してその反則行為について伝えなければならない。また、同様に競技監督に報告しなければならない。

### 3. エントリー・クラス

#### 3. 1 大会特別規則(SR)・公式通知

1. 主催者は、大会実施にともなう詳細を大会特別規則(SR)または公式通知によって発表しなければならない。内容は以下の通りとする。
  - ・競技会の名称
  - ・競技会の組織（競技役員リスト・審査委員リスト）
  - ・主催者の名称、所在地及び連絡先
  - ・開催場所及び日程
  - ・競技方法
  - ・参加資格及び定員
  - ・出場申し込み方法及び受付期間
  - ・賞典の内容
  - ・出場料金
  - ・その他(参加者が必要とする情報)

#### 3. 2 エントリー

1. 各大会に参加を希望する選手は、大会特別規則(SR)に従い期日までに申し込み手続きを完了し、出場料金を支払わなければならない。必要事項の全てが正しく記載され、署名捺印がされた出場申込書及び出場料金を大会事務局が受理した時点で参加受理が行なわれたものとする。(WEB エントリーを含む)
2. 主催者は、理由を明らかにすることなく参加申込みを拒否し、また無効とする事ができる。
3. 払い込まれた出場料金は、不可抗力により大会が開催されなかった場合を除き返還されない。開始前に大会が中止された場合は、事務手数料を差し引いた金額が返還される、又申請者は、大会中止に伴って発生した損害について主催者に対して損害賠償請求をすることができない。
4. エントリー締め切り後の車両変更、クラス変更の申し出は、その理由を明示し書面にて行なわなければならない。
5. 申込み後の選手の変更は認められない。
6. 満20歳未満の選手が申し込みをする場合は、親権者の承諾を必要とする。

#### 3. 3 出場資格

1. 各大会に参加する選手は、MFJ 競技ライセンス(種目問わず)、ピットクルーライセンス(運転免許証を持っていることを条件とするピットクルータイプ A)、エンジョイ会員証、スポーツ安全保険加入を選択した競技役員ライセンスを所持しなければならない。
2. 北海道エリア選手権シリーズの公認クラス(ナショナル(以下 N)クラス・インターナショナル B(以下 IB)クラス)に参加する選手は MFJ エンデューロ競技ライセンス(国内・国際)を所持しなければならない。

### 3. 4 開催クラス・ゼッケンナンバー・昇格規定

1. 開催クラスは以下のとおりとする。

- ①SA クラス（最上級）
- ②A クラス（上級者）
- ③B クラス（中級者、参考として女性参加者のリザルトを掲示する。）
- ④C クラス（初心者）

2. 併催される北海道エリア選手権における開催クラスは以下のとおりとする。

- ①N クラス                   エンデューロ国内ライセンス所持者
- ②IB クラス                 エンデューロ国際 B ライセンス所持者

**※クロスカントリーシリーズに参加するエンデューロ競技ライセンス所持者は自動的にエリア戦に登録される。**

3. 各クラスにおけるゼッケンナンバーは以下のとおりとする。

SA クラス	1～100	赤地白文字
A クラス	101～200	黒地白文字
B クラス	201～300	青地白文字
C クラス	301～400	白地黒文字
A クラス⇒SA クラス昇格選手	01～ 03	赤地白文字
B クラス⇒A クラス昇格者	001～006	黒地白文字

**※女性参加者はゼッケンナンバーの左上側に「W」の文字を記入する。**

4. 2014 年度クロスカントリーシリーズの昇格規定

**2015 年度クロスカントリーシリーズは ED 北海道エリア選手権に統一されるためシリーズ内の自動昇格は発生しない。**

前年に自動昇格した選手以外の、選手本人の自己申告による昇格及び降格を認める。ただし、各大会において出場申し込みクラスが著しく不適切と判断された場合は、主催者によって出場クラスを変更される場合がある。

5. SA クラス及び A クラスの選手のゼッケンナンバーを以下のとおり指定する。

- ・SA クラス: 前年度年間ランキングに基づき、1位から25位までをそれぞれ 1 から25に指定し SA クラス固定とする。  
また、A クラスにおける年間ランキング1位から5位の選手を SA クラス昇格させ、それぞれ01～05に指定する。
- ・A クラス: 年間ランキング6位を101としてランキング順にゼッケンナンバーを指定する。また、B クラスにおける年間ランキング1位から5位の選手を A クラスに昇格させ、それぞれ001から005に指定する。  
(例 6位→101、 7位→102・・・)
- ・B クラス: 年間ランキング6位を201としてランキング順にゼッケンナンバーを指定する。  
(例 6位→201、 7位→202・・・)
- ・C クラス: 受付順に、ゼッケンナンバーを指定する。  
(例 301、302、303・・・)

#### 4. 競技

##### 4. 1 受付・車検

1. 受付は、大会特別規則(SR)または公式通知に従って指定された時間内に選手本人が行なわなければならない、その際、MFJ 競技ライセンス、ピットクルーライセンスまたはエンジョイ会員証その他、大会特別規則書または公式通知で指定されている書類を提示しなければならない。
2. MFJ 競技ライセンス、ピットクルーライセンスまたはエンジョイ会員証の提示がない場合は出場を認めない。
3. 選手は、健康保険証を持参することを推奨する。

##### 4. 2 ライダーズミーティング

1. 選手は、必ずライダーズミーティングに出席しなければならない。欠席した場合は、出場を認められない事がある。

##### 4. 3 車両検査

1. 別に定める技術規則の規定に基づきスタート前に車両検査(以下車検)が行なわれる。
2. 車検は、選手本人の立会のもと主催者が指定した車検場にて行なわれる。
3. 選手は、車検の際、申し込み時に記載された車両を提示しなければならない。車両の変更は競技規則3. 2. 4に基づいて行なわなければならない。
4. 選手は、競技中のいかなる時も、車両が規則に準拠していることに関して責任をもたなければならない。
5. 競技監督及び審査委員会は、競技中危険と判断された車両を停止または失格とすることができる。
6. 車検時に提示された車両が競技監督及び審査委員会によって危険と判断された場合、その車両を当該競技に使用することはできない。

##### 4. 4 音量測定

1. 車検時、別に定める車両規定に基づいて排気音量の測定を行なう。
2. 排気音量の測定で不合格だった選手は、車検時間時であれば何度でも測定を受けることができるが、車検時間内に合しない場合は出場を認められない。
3. 規定音量は別に定める車両規定に示される。
4. 車検長及び競技監督は、競技中著しく音量が大きい車両を停止させ音量を測定することができる。また選手に対して修理を要求することができる。指摘を受けた選手は、サイレンサーの修理完了後、車検長及び競技監督の確認のもと競技へ復帰することができる。この作業に要した時間は選手の責任とする。

#### 5. 競技

##### 5. 1 コース

1. 競技に使用されるコースは、いかなる天候においても参加車両が走行できるものでなければならない。
2. 競技監督は、安全上の理由や不可抗力による事由(天災等)によってコースの走行が困難と判断された場合、審査委員会の承認に基づき、選手間の公平を確保した上でコースを変更することができる。同様に指定走行時間や指定周回数を変更する事ができる。

## 5. 2 競技方法

1. 競技は、「指定された時間を走行する時間方式」、または「指定された周回を走行する周回方式」のどちらか、または両方で行なわれる。競技方法の詳細は、大会特別規則書(SR)または公式通知によって掲示される。
2. 時間方式の場合は、指定された時間内により多くの周回を行なった選手を優位とし、同周回数の場合は、フィニッシュ時刻の早い選手を優位とする。
3. 周回方式の場合は、スタート後、指定された周回数を周回するのに要した時間が短い選手を優位とする。
4. 時間方式の場合は、指定走行時間経過後にフィニッシュラインを通過しなくても、スタート後1周以上の周回をすれば最後にフィニッシュラインを通過した時点の走行時間を正式リザルトとして完走扱いとする。同様に周回方式の場合は、規定周回数を周回しなくても、スタート後1周以上の周回をすれば、最後にフィニッシュラインを通過した時点の走行時間を正式リザルトとして完走扱いとする。
5. スタート後1周も周回しなかった選手はリタイヤとする。
6. スタートは、時間方式の場合は一斉スタート(クラス別の場合もある)、周回方式の場合は1台または数台ずつの時間差スタートとする。詳細は大会特別規則書(SR)または公式通知によって掲示される。
7. 競技は、時間方式の場合は予定競技時間の50%経過時点、周回方式の場合は予定周回数の50%経過時点で成立とする。
8. 安全上の理由や不可抗力による事由(天災等)によって審査委員会が競技を中止した場合は、競技再開は行わない。
9. スタートの合図は日章旗によって行なわれる。また、フィニッシュの合図はチェッカー旗によって行なわれる。
10. 競技中、コースの逆走は禁止される。コースを逆走した選手は失格とする。ただし、急な上り坂等の限定された区間においてのみ十分に安全に配慮することを条件にコースの逆走が認められる。また競技役員の指示がある場合は、それに従わなければならない。
11. 選手は、コース上で停止する場合、直ちに車両をコースサイドに移動して、他の選手の走行の妨げにならないようにしなければならない。
12. リタイヤ及び走行を中止した選手は、速やかにその旨を主催者に届け出なければならない。
13. 選手は、MFJ 行動規範、各規則、大会特別規則書(SR)、公式通知及び競技役員の指示に従わなければならない。この規定に違反した場合は、失格を含むペナルティーを与える。

## 5. 3 補給・援助

1. 主催者によって明確な「給油エリア」が指定される。競技中の燃料等の油脂類の補給は指定された給油エリアで行なければならない。競技中に給油エリア以外で燃料等の油脂類を補給した場合は、当該選手を失格とする。
2. 燃料は、一般に入手できる無鉛ガソリンを使用しなければならない。使用燃料に違反があった場合は、当該選手を失格とする。
3. 燃料の保管容器は消防法の規定に適合する金属製のものでなければならない。
4. 環境を保護するため、補給は環境保護マットの上で行なうことを推奨する。保護環境マットは油脂類を吸収する素材で、ハンドル幅×ホイールベースより大きいサイズとする。
5. 燃料補給中はエンジンを停止しなければならない。燃料補給中エンジンを停止しなかった場合は当該選手を失格とする。
6. 給油エリアには、消火器を用意することを推奨する。

7. 給油エリアにおいて援助を受けることができる。給油エリア内に入場できるのは大会当日受付で登録し、ピットクルーのピブを貸与された者に限る。ライセンスの有無は問わないが、MFJピットクルーライセンスの取得を推奨する。**ピットクルーは給油エリアへの入場のみが認められ、コース内への立ち入りは禁止される。**
8. ピットクルーは、MFJ 行動規範、各規則、大会特別規則書(SR)、公式通知及び競技役員の手指示に従わなければならない。この規定に違反した場合は、当該ピットクルーが援助する選手に失格を含むペナルティーを与える。
9. 給油エリアの走行は徐行とし、周囲の安全に十分に留意すること。給油エリアで危険な行為があった場合は当該選手に失格を含むペナルティーを与える。
10. 給油エリアでの喫煙は禁止する。喫煙した場合は失格とする。ピットクルーが喫煙した場合は、当該ピットクルーを給油エリアから排除し、当該ピットクルーが援助する選手を失格とする。
11. 給油エリア内で対応できないトラブルが発生した場合は、競技役員の了解を得た上でパドックに戻り修理作業をすることが認められる。

#### 5. 4 フラッグサイン

1. 選手は、競技中にフラッグサインを確認し、そのフラッグサインに従わなければならない。
2. 公式フラッグサインは以下のとおりとする。
  - ・日章旗→ スタート合図
  - ・緑旗(振動)→ エンジン始動
  - ・赤旗→走行停止 スタートのやり直し
  - ・黄旗(静止)→危険予告 減速
  - ・黄旗(振動)→危険予告 徐行 停止準備 安全確認 追い越し禁止
  - ・白旗→ コース上で救護活動あり コース上へ救護車両の進入あり
  - ・黒旗+黒地に白文字でゼッケンナンバーが書かれたボード→示されたゼッケン番号の選手はピットイン
  - ・青旗(振動)→ 警告 後方より追い越し車あり
  - ・チェッカー旗→ フィニッシュゴール合図

#### 5. 5 再車検

1. 競技終了後30分以内に、競技を終了した1台もしくは数台車両に対してエンジンの検査を行なう。
2. 改造による排気量の拡大が発覚した場合、該当選手を失格とする。
3. 競技中にサイレンサーを交換する選手は、競技終了後に再度音量測定を受けなければならない。その際、音量が規定に合格しない場合は失格とする。

#### 6. リザルト・抗議

##### 6. 1リザルト

1. 主催者は、競技終了後速やかに暫定リザルトを発表しなければならない。リザルトの発表は、遅くとも最終選手のフィニッシュ後2時間以内とする。

## 6. 2 抗議

1. 選手は主催者に対して競技内容や暫定リザルトについて内容の説明を求めることができる。
2. 説明の要求は書面で行うものとする。
3. 選手は、選手、車両、競技内容及びリザルトに関して抗議を行なうことができる。選手または車両に関する抗議は、当該選手のフィニッシュ後30分以内、または競技内容及びリザルトに関する抗議は、暫定リザルト発表から30分以内に1項目ごとに抗議保証料 10,000 円を添えて書面にて行うものとする。抗議が受け入れられた場合、抗議保証料は返還される。
4. 抗議は、審査委員会において裁定される。審査委員会の裁定は最終結果でありいかなる抗議も認められない。
5. 上記の他、抗議に関して MFJ 国内競技規則「第 3 章-30 頁-抗議」の規定に基づいて裁定される。

## 7. 賞典

1. 賞典は大会特別規則(SR)に示される。
2. 主催者は正式リザルト発表後速やかに表彰式を行なわなければならない。選手は、特別な事情がありそれを主催者が認めない限り表彰式に参加しなければならない。

## 8. 北海道 XC シリーズポイント・集計方法

1. 2014年度における北海道 XC シリーズは 6 大会開催される。
2. シリーズポイントは、すべての大会の獲得ポイントを集計し、各シリーズランキングを決定する。
3. 集計ポイントが同ポイントの場合は、上位入賞回数が多い選手を優位とし、さらに上位入賞回数も同数の場合は前年のランキング順とする。
4. 各クラスにおいて3名以上の出場があった場合、当該クラスの競技を成立とする。各クラスの出場者が3名に満たない場合は、規定ポイントの50%をポイントとして与える。
5. ポイントスケールは別紙のとおりとする。

## 9. 肖像権

1. 主催者は、選手及び選手に同行する関係者全ての氏名・写真等を大会広報のために、テレビ・ラジオ・インターネット及び印刷媒体等で使用する権利を有する、また主催者が認めた報道機関が報道を目的にしてこれらを使用することを認める権利を有する。

## 10. 本規則の施行

1. 本規則は、2009年1月1日より施行

**2014年4月1日改訂**